

入札説明書

令和5年6月23日

業者各位

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊補給統制本部
調達会計部長 清水 和彦



「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）」第10条及び「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）」第6条の規定に基づき入札説明書を交付する。

1 調達内容及びその他必要事項は官報（令和5年6月23日発行号外政府調達第117号）の掲載及び本入札説明書による。

- (1) 品名 救急絆創膏，胸部用
- (2) 規格 HM-T131184E
- (3) 数量 15,000
- (4) 単位 EA
- (5) 納期 令和6年2月22日
- (6) 納地 関東処 用賀支
- (7) 調達要求番号 31TP1AF0005
- (8) 契約実施計画番号 31TJ18B00030
- (9) 契約方式 一般競争
- (10) 落札決定方法 総品目総額

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は人的関係のある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係にある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役員、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) 防衛省として原価計算システムの適正性を確認できない状況にある者でないこと（但し、市場価格等による場合は除く）

3 購入物品等の仕様書

購入物品の仕様書は、調達会計部契約第1課需品衛生班において受領のうえ、十分承知すること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒114-8564

東京都北区十条台1-5-70

陸上自衛隊補給統制本部調達会計部契約第1課需品衛生班

電話 03-3908-5121 内線2566

(2) 入札書の受領期限

郵便で応札する場合は令和5年8月7日16時30分までとする。

ただし、入札書を持参する場合は開札の日時までとする。

(3) 開札の日時及び場所

令和5年8月8日10時10分 補給統制本部調達会計部入札室

(4) 同等品による入札

同等品で入札を行う場合は、「同等品判定依頼書」を提出して官側の承認を得ること。

（提出期日等：令和5年7月18日（火）12時まで契約第1課需品衛生班）

(5) 入札書の提出方法

ア 郵便（配達証明のものに限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「8月8日開札 救急絆創膏，胸部用 入札書在中」と記入し、中封筒には直接提出する場合と同様に会社名等を記入し、4 (1)宛てに入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報・ファクシミリ・電話その他の方法による入札は認めない。

イ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

(6) 入札の無効

官報（令和5年6月23日発行号外政府調達第117号）及び第2項に記載する競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記名（外国人の署名を含む。）しておくとともに、開札時まで委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提出しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできない。

オ 開札した場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないとき、かつ、郵便等による入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵便等による入札がある場合は、令和5年8月14日10時10分に再度の入札を行う。

5 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 郵便により入札書を提出する者に要求される事項

一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書とともに競争参加資格を有することを証明する書類を入札書の受領期限までに提出しなければならない。

また、開札日の前日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明

を求められた場合には、これに応じなければならない。

(3) 競争参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者は、競争参加資格の確認のために資格決定通知書の写しを提出しなければならない。

イ 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された書類を競争参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用することはない。

エ 一旦受領した書類は返却しない。

オ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

ア 本入札説明書に従い入札書を提出した入札者であり、競争参加資格及び仕様書の要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員がくじを引き落札者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、できる限り速やか（遅くとも7日以内）に契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において、契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 支払条件

契約者は、納入分を取りまとめ請求するものとする。

(7) 延納賠償金

遅延1日につき未納金額の1000分の1の金額を賠償金として徴収する。

(8) 履行遅滞賠償金

遅延1日につき未納金額の1000分の3の金額を賠償金として徴収する。

(9) 違約金

ア 落札者が契約締結に応じないときは、落札金額の100分の5以上の金額を違約金として徴収する。

イ 契約者が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(10) その他

上記によるほか一般競争入札に参加する場合において、遵守すべき事項は補給統制本部「入札及び契約心得」によるものとする。

